| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 限度額設定型貿易保険手続細則  平成15年４月１日　03-制度-00018  沿革　平成16年４月１日　一部改正  平成16年４月16日　一部改正  平成16年９月28日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年９月21日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年２月16日　一部改正  平成20年２月22日　一部改正  　限度額設定型貿易保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。  （相談）  第１条　限度額設定型貿易保険運用規程（平成１５年４月１日　０３－制度－０００１９。以下「運用規程」という。）第２条の保険の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、別紙様式第１－１及び別紙様式第１－２による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書に会社概要を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の相手方との直近１年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。  ２　約款第２条に規定する保険関係成立期間中に運用規程第２条の保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加の申込みに係る事前相談を行おうとする者は、別紙様式第１－３及び別紙様式第１－４による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険金支払限度額の増額・仕向国の追加）に当該増額又は仕向国の追加を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （入力結果リスト）  第２条　本店等は、入力結果リストを作成し、事前相談を行った者に交付する。  ２　事前相談を行った者は、最新の入力結果リストの作成日から１月以内に別紙様式第２－１及び別紙様式第２－２による限度額設定型貿易保険申込書（以下「申込書」という。）の発行を本店等（前条の申請を行ったものに限る。以下同じ。）に請求するものとする。  （申込み）  第３条　限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される申込書に代表者印を押印し、申込書の発行日の翌日から起算して２週間以内に本店等に提出するものとする。  ２　本店等は、申込書の提出日の属する月の翌月の最初の営業日において、申込書記載の保険料が当該営業日における保険料率によって算出された保険料（以下「算出保険料」という。）と異なる場合、又は、申込書記載の輸出契約等の相手方の一部だけが当該営業日において「限度額設定型貿易保険の取扱いについて」の１．の条件（以下「引受条件」という。）を満たす場合には、限度額設定型貿易保険の申込みを行った者にそれぞれ算出保険料又は引受条件を満たす輸出契約等の相手方を通知するものとする。  ３　前項の通知を受けた者は、前項の営業日から起算して２週間以内に別紙様式第３による限度額設定型貿易保険申込確認書（以下「確認書」という。）を本店等に提出するものとする。  ４　本店等は、申込書に記載されたすべての輸出契約等の相手方が引受条件を満たさない場合又は前項の確認書において不承諾の場合又は、当該確認書が提出されなかった場合には、謝絶する旨申込みを行った者に通知するものとする。  （以下、省略）  　　　附　則  　この細則は、平成15年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年５月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年4月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年12月４日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年１月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年４月１日から実施する。  附　則  この改正は、平成20年４月１日から実施する。 | 限度額設定型貿易保険手続細則  平成15年４月１日　03-制度-00018  沿革　平成16年４月１日　一部改正  平成16年４月16日　一部改正  平成16年９月28日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年９月21日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年２月16日　一部改正  　限度額設定型貿易保険約款に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。  （相談）  第１条　限度額設定型貿易保険運用規程（平成１５年４月１日　０３－制度－０００１９。以下「運用規程」という。）第２条の事前相談を行おうとする者は、別紙様式第１－１及び別紙様式第１－２による限度額設定型貿易保険事前相談依頼書に会社概要を説明する書類及び輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の相手方との直近１年間の輸出及び仲介貿易の実績を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。  （入力結果リスト）  第２条　本店等は、入力結果リストを作成し、事前相談を行った者に交付する。  ２　事前相談を行った者は、最新の入力結果リストの作成日から１月以内に別紙様式第２－１及び別紙様式第２－２による限度額設定型貿易保険申込書（以下「申込書」という。）の発行を本店等（前条の申請を行ったものに限る。以下同じ。）に請求するものとする。  （申込み）  第３条　限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、本店等から発行される申込書に代表者印を押印し、申請書の発行日の翌日から起算して２週間以内に本店等に提出するものとする。  ２　本店等は、申込書の提出日の属する月の翌月の最初の営業日において、申込書記載の保険料が当該営業日における保険料率によって算出された保険料（以下「算出保険料」という。）と異なる場合、又は、申込書記載の輸出契約等の相手方の一部だけが当該営業日において「限度額設定型貿易保険の取扱いについて」の２．の条件（以下「引受条件」という。）を満たす場合には、限度額設定型貿易保険の申込みを行った者にそれぞれ算出保険料又は引受条件を満たす輸出契約等の相手方を通知するものとする。  ３　限度額設定型貿易保険の申込みを行おうとする者は、前項の営業日から起算して２週間以内に別紙様式第３による限度額設定型貿易保険申込確認書（以下「確認書」という。）を本店等に提出するものとする。  ４　本店等は、申込書に記載されたすべての輸出契約等の相手方が引受条件を満たさない場合又は前項の確認書において不承諾の場合又は、当該確認書が提出されなかった場合には、謝絶する旨申込みを行った者に通知するものとする。  （以下、省略）  　　　附　則  　この細則は、平成15年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年４月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年５月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成16年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年4月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成17年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年10月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成18年12月４日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年１月１日から実施する。  　　　附　則  　この改正は、平成19年４月１日から実施する。 |  |